

平成 21 年度海外出張に関して、次のとおり報告する。



パリ市カペール助役を親善訪問

(出張者) 大阪市会副議長 奥野 正美

海外出張概要

- 出張期間 平成 21 年 10 月 29 日～11 月 7 日 10 日間
- 出張目的 パリ市、セーヌ・エ・マルヌ県、アテネ市、大ロンドン市訪問並びに各都市、県における議員活動の調査及び高齢者福祉施策、都市開発等の都市行政調査
- 訪問都市 パリ市、セーヌ・エ・マルヌ県、アテネ市、大ロンドン市
- 訪問・視察先
 - パリ市
 - ・パリ市役所
 - ・エスモード・パリ
 - セーヌ・エ・マルヌ県
 - ・セーヌ・エ・マルヌ県庁
 - アテネ市
 - ・アテネ市役所
 - 大ロンドン市
 - ・トインビー・ホール
 - ・(財)自治体国際化協会ロンドン事務所
 - ・グレーター・ロンドン・オーソリティ(GLA)
 - ・オリンピック公園
 - ・バーネット自治区役所

はじめに

私は、平成 21 年 10 月 29 日から 11 月 7 日までの 10 日間にわたり、民主主義や福祉国家の源流となるフランス、ギリシャ、イギリスに出張し、フランスではパリ市及びセヌ・エ・マルヌ県を、ギリシャではアテネ市を、イギリスでは大ロンドン市及びバーネット自治区をそれぞれ訪問いたしました。

各都市で、議会活動、特に高齢者に関する福祉施策、ファッション産業、ウォーターフロントの再開発などについて調査、視察や意見交換をいたしました。

高齢者問題は、各都市ともに共通する課題であり、国や都市によって仕組みや制度は、異なりますが、先進的なイギリス、フランスにおける考え方や取り組みは大いに参考になると考えた次第です。

また、ロンドンのテムズ川のウォーターフロントであるドックランズ周辺は、これまでも衰退を繰り返しており、20 年程前に視察に行ったのですがその時は、開発計画が進行中でした。戦略計画自体は、10 年程前に終了し、テムズゲートウェイ計画として、更に東部へ開発が進められ、2012 年のロンドンオリンピックの会場も建設されていると聞き、本市のウォーターフロント再開発のあり方を考える上でのヒントが得られないかと考え、調査、視察を行いました。

ロンドンでは、福祉と市民の関わりについて調査するため、世界最初のセツルメントによる福祉施設である『トインビー・ホール』も訪問することとしました。

以上の調査、視察、意見交換について、次のとおり報告いたします。

10月30日(金)

パリ市

★ パリ市役所



重厚なパリ市庁舎

○ 対応者

- ・ カペール高齢者事業担当助役(議員)
- ・ カミュ助役事務局長

○ パリ市議会について

(質 問) パリ市は市と県の機能を持つ特別区で 20 の行政区からなるとお聞きしているが、どのような特徴があるのか。

(回 答) パリ市は 20 区で構成されている。特殊な約款を持っており、マルセイユ、リヨンと並んで特別市である。さらに、パリ市は単独で県と同格の自治体であり、そのため市であって県でもある。フランスでは、社会福祉に関しては県が担当しているが、パリの場合、警察業務を除き県の業務はパリ市が行っている。そのため、私はパリの市議会議員でありながら、県議員の仕事も兼ねている。即ちパリ市長が議長のパリ市議会が県議会も兼ねている。これがパリの特徴である。

(質 問) 20 区と市の関係はどうなっているのか。

(回 答) 地方分権は進んでおり、20 の区はパリ市に従属している。

(質 問) 予算配分はどのようになっているのか。

(回 答) 非常に難しい問題である。住民へのサービスの内容で分配してい

る。学校、公園、託児所などの予算も分配される。私は11区の区議員でもある。11区の公園整備の予算は11区ではなくパリ市より支出されている。理由は区によって人口が違い、負担が大きく変わるためである。15区は最大で23万人住んでいる。小さな工事は区で担当し、大工事はパリ市が行う。

(質問) パリ市議会の議員定数は163人と聞いているが、1区から20区までの定数配分はどのようになっているのか。

(回答) 人口規模によって議員の数が異なる。1,2,3,4,6,8区は3人、5,9区は4人、10区は6人、12,14区は10人、11区は11人、19区は12人、13,16,17,20区は13人、18区は14人、15区は17人である。私の区の11区は、11人中10人が与党で1人だけ野党。与党の内訳は共和党2名、共産党1名、社会党7名、左翼派の中でも分かれており、左翼連合で選挙を行った。

また、議員活動については、それぞれの議員が各自の気持ちに合わせて仕事をしている。議員は自己責任や信念によって職責を果たすべきなので勤務時間は決められていない。仕事をする、使命を全うすることも大切であるが、同時に充実した私生活を送ることも大切なことと考えている。

(質問) パリの予算規模はどれくらいか。

(回答) 約73億100万ユーロ(約8,900億円)、ベルギー国とほぼ同程度である。【1ユーロ=122円で換算、以下同様】

[参考]

パリ市の選挙制度は、他のフランス都市と違い、パリ市民は居住する区議員を選出する。区議員の定数は、上記のパリ市議会議員の定数とは異なり、10人から34人である。(カペル助役の11区では22人。)

この区議員の中からパリ市議会議員を兼務する議員が選出され、パリ市長も区議員の中から選ばれる。そのため、他のフランス都市では市長は直接選挙で選ばれるが、パリ市長は直接選挙ではない。

○ フランスの社会保障制度の概略

フランスの社会保障制度は、「社会保険」を中心とした制度となっており、大きくは保険料によって運営される「社会保険」とこれを補足する「社会扶助」及び「社会福祉事業」に分けられる。

「社会保険」は、医療保険、老齢年金保険、失業保険などに分かれる。

「社会扶助」は、社会保険の給付を受けない障害者、高齢者などの救済を目的として税を財源とした給付金制度である。受給には所得制限がある。

「社会福祉事業」は、日常生活の幅広い分野で実施されるサービスであり、住宅、高齢・障害・児童にかかる福祉事業、保健衛生活動、貧困等が原因で社会から疎外される人々を救済する事業等がある。



カペール助役らと意見交換

○ 高齢者福祉について

(質 問) 大阪市の高齢化率(65歳以上の全人口に占める割合)は、2006年は20.5%であったが、現在は23.0%であり、5年後の2014年には、26.4%と4人に1人以上が65歳以上になると推計しているが、パリではどのような状況か。

(回 答) フランスでは60歳から年金が出るので、60歳以上を高齢者としている。パリは高齢者の少ない特殊な町である。2002年の調査では417,091人で、高齢化率は19.6%。現在は約20.0%と予想されており全国平均の21.3%を下回っている。また豊かな人と貧しい人の差が大きい。他都市と異なり、豊かな人は豊かに、貧しい人は貧しくなる傾向にある。

パリを中心としたイル・ド・フランスの人口は1,200万人であり、約199万人が高齢者であるため、高齢化率は16.6%である。2020年には高齢者数は42%増加し、約280万人になると言われており、分母が増えなければ、高齢化率は23%と約4人に1人になる。第2次大戦後のベビーブームもあり、この5年間は高齢者の数は増加を続ける。私も奥野副議長と同年生まれでベビーブーム世代である。

(質 問) 大阪市では 65 歳以上の人がいる世帯のうち高齢者のひとり暮らしは、37.9%、高齢者夫婦のみの世帯は 27.2%で合わせて 65.1%を占め、日本の全国平均(50.3%)と比べ高くなっており、高齢者を孤立させず地域で支えるということが重要になってきているが、パリ市の施策について教えていただきたい。

(回 答) 日本では何世代もの家族が共に住んでいた時代があったと聞く。おそらく住宅問題は日本も厳しいと思う。パリも人口は多く東京やロンドンに比べて面積も狭く住居の値段も高い。高齢者が暮らすには厳しい町である。また、高齢者を孤立させないということはこちらでも重要な問題である。高齢者でも非常に活発な人もいる。スポーツ活動や文化活動の支援もある。入院が必要なほど状態が悪くなければ在宅ヘルパーなどが必要になる。在宅ヘルパーは高齢者の収入に応じて負担が変わる。補助金が出るのでそれでヘルパーに支払う。補助金はヘルパー利用のための補助であり、他の用途には使えない。

(質 問) 住み慣れた家でのケアが限界であれば、施設に入所となるのか。

(回 答) 基本は出来るだけ在宅でケアを行う。しかし、施設入所が必要な場合もある。施設に入所する平均年齢は 87 歳となっている。軽い障害から重度の障害まで対応できるよう様々な形態の施設がある。

(質 問) 高齢者のための施設はどのような状況か。

(回 答) パリの町には、14 の老人ホームがあり、100%パリ市の負担で整備している。2014 年までには、17 か所に増やしたいと考えている。パリにはその他の種類を含め全部で 60 の施設があり、6,500 人が入所できる。2014 年までに 2,500 人分増やすことが私の責務(公約)になっている。現時点では目標は達成できると考えている。100 人定員では 7,000 m²の施設が必要になるが、現在は小規模なものが多い。新しい建物を作る際には、1 階、2 階は高齢者のための住居にしている。1 棟で大体 20 人分くらいの高齢者住宅が出来る。高齢者は住みなれた地区に愛着があるので、そこに住めるような政策を行っている。デイケアセンターについては 300 人分を目標としていたが、これを上回る 411 人分出来る予定である。

(質 問) 1 階、2 階を高齢者用に造る住居はどのようなものか。

(回 答) 公団住宅のようなものである。ドラクエ市長は 40,000 人分の公団住宅を作る予定にしており、その 1 階、2 階を使うと 2,200 人分の高齢者住宅が出来る。ただし、これは住居であり医療ケ

アは出来ない。

(質 問) 日本では、2000年に介護保険制度が創設され、高齢者の介護に要する経費(施設の利用を含む)については、保険制度により賄われている。現在、40歳以上の人から保険料を集め、2分の1を保険料、残り2分の1を公費で賄うスキームになっている。2000年以前は施設等で介護に要する経費は税により賄われていた。(所得に応じた自己負担はあり。)

今後、更に高齢者が増えると介護保険の財源確保が課題となるが、パリの状況はどうか。

(回 答) 保険制度は300億ユーロ(約3兆6,600億円)の赤字である。社会保険は高齢化がどんどん進むので、財政上のリスクとなっている。パリは高齢者予算の削減はしておらず高齢者施策については、予算を投入する方向で動いている。かなりの予算が使用されている。

(質 問) 大阪市では、特別養護老人ホームの施設整備にあたっては、以前は建設経費の4分の3を公費負担していたが、現在は約3分の1が公費負担、残りの約3分の2は整備を行う法人負担となっている。また、小規模な施設は、全て法人負担である、パリではどうなっているか。

(回 答) 前述のとおり14の高齢者施設は100%パリ市負担である。施設によっては民間負担のところもある。

(質 問) 大阪市では、特別養護老人ホームについては、2年後に10,000人分の入所枠整備を目標にしている。現在は9,000人分整備しており、残り1,000人分増やしたいが、まとまった用地が少なく、地価が高いといった課題がある。パリ市の状況はどうか。

(回 答) パリ市でも同様の課題がある。地価が高く住宅などでも高層化でしか解決できない。ただし、公団で高層化するのはエコロジストが批判するので行い辛い。ただ、私としては、エコの観点も含めて建築家がデザインし、新しい技術も含めば、高層化でも美しいエコ住宅や施設は可能と考えている。パリ市は日本と違い地震対策も不要なので、高層化は十分可能である。

(質 問) 日本では、大阪市においても、認知症高齢者が増加し、その対応が大きな課題となっている。エリアを決めて地域における相談機関(地域包括支援センター)の設置などに取り組んでいるが、パリ市での取り組みはどうか。

(質 問) また、日本では、医療と介護・福祉の制度体系が異なっており、例えば、認知症で医療機関を受診した場合、医療的ケアは受け

られるが、医療機関では、ヘルパー制度など介護・福祉系サービスの情報が手に入らないという状況もあり、医療と介護・福祉の情報の共有、連携が課題となっている。パリ市の状況はどうなっているか。

- (回答) パリ市には、高齢者に対するコーディネーター機関がある。**PPE** クリックという組織があり、医療関係者と社会福祉関係者が協力して介護するようになっている。パリでは区によって状況が大きく異なるが、**PPE** は一つの窓口で医療と福祉の対応ができるように作った組織で、病気の人だけでなく家族など介護者も大切にするように努力している。**PPE** クリックでは、一時的な宿泊所も地区ごとに用意している。区を単位とすると人口規模がまちまち(23万人から3万人)になるので、病院を中心に地区を作っている。
- 大阪もパリの考え方に似ていると思う。単純化して分かりやすくしている。在宅でケアするのか、それとも施設に入るのかで決めている。

(質問) 区域についてはどのようにするのか。

(回答) 区域については変えていく。今は15区域を3人で担当しているが、3人で効率的に担当できるよう5区域に集約していきたい。

(質問) 公団住宅の費用はどこが負担しているのか。

(回答) 非常に難しい政治的な問題である。国、県、市が負担することになっているが、国はいまだに出し渋っている。本来、国が支出すべき額は既に3億2千万ユーロ(約390億円)となっており、これは国の市への借金となっている。なお、これには若者の失業対策費なども含まれる。

(質問) 後見人の考え方はどうか、財産は誰が管理しているのか。

(回答) 法律区分があるので国の警視庁が担当している。禁治産者に対して保護する制度がある。**PPE** クリックの中にも後見人となれる人を入れるべきだと私は考えている。財産管理は民事訴訟裁判所で管理している。

(質問) これからは、高齢者を地域で支えていくにあたっては、全てを行政が担って行くということは難しく、分野によっては、ボランティアの役割が大きくなると考えている。また、日本でもベビーブームの世代が退職時期を迎え、その生きがいの一つとしてボランティア活動が注目されているが、パリではどのような状況になっているのか。

(回答) ボランティア活動は、連帯活動と呼んでいる。議員の中で私だ

けが参加しており、私の選挙公約でもある。パリの街では様々な人が住人の世話をするボランティアに参加している。例えば何人かの学生が高齢者と一緒に住んだり、様々なクラブが学校とパートナーシップを結び交流するなどの事例がある。また、文化サービスとして、月額 650 ユーロ(約 79,000 円)の報酬で図書館の本や新聞を老人ホームで読んであげたり、外出の付き添いをするなどの活動を行うものなどがある。

(質問) 健康な高齢者が活動したり、集ったりできる施設にはどのようなものがあるのか。

(回答) いろいろな施設やメニューがある。リュクサンブール宮の公園のテニスコートが無料で利用出来たり、様々なスポーツが出来る。また、高齢者の受講できる大学もあり有名な教授の授業は、すぐに申込者で一杯になる。演劇を見に行くことも可能で、これらは収入に応じて応分の負担をいただいている。低所得者を優先している。

(質問) これまでお聞きした他に、パリ市の高齢者に関わる課題はあるのか。

(回答) 知的障害者の高齢化への対応も課題と考えている。
また、日本では、まだそのような問題は起こっていないと思うが、フランスは移民政策を長年取ってきており、移民者が高齢化し、働けなくなったときに年金も収入もないので、そのための施策が大きな問題となってきた。



カペール助役と



パリ市庁舎の中庭にて

★ セーヌ・エ・マルヌ県庁

○ セーヌ・エ・マルヌ県

パリ市を中心に広域行政地域圏(首都圏)であるイル・ド・フランスを構成する7県のうちの1県。



セーヌ・エ・マルヌ県庁舎ホールにて

○ 対応者

- ・ チュルバ財政担当副議長
- ・ ボワラン高齢者福祉等局長
- ・ ヘネキーネ EU と国際協力担当課長
- ・ 小谷智恵子経済振興局日本担当(兵庫県より派遣)

○ チュルバ副議長ご挨拶

チュルバ副議長から次のとおり歓迎のご挨拶をいただきました。

- ・ 2010年の予算を決める会議があり、それが延長されたため、約束時間に遅れてしまい申し訳ない。経済危機の影響もあり、本県でも予算の編成は難しくなっている。
- ・ 本日は大阪市の皆様と出会うことができ非常に光栄である。本県は日本と昔からつながりが深く、兵庫県と姉妹県の間を10年以上前から持っており、この関係は大変有意義なものとなっている。
- ・ 来年5月には、日本にミッションで行くことになっており、兵庫県も訪問する。大阪府は兵庫県の隣でもあり、その時には是非、大阪府を訪問したい。
- ・ 本日、皆さんは高齢者問題等の意見交換に来られたとお聞きしている。本県でもこの問題は避けて通ることの出来ない重要問題と考えており、大きな予算をかけている。平均寿命が延びていることもあり、高齢者問題への取り組みは、一つの大きなチャレンジだと考えている。
- ・ 高齢者が独立して生活できることは非常に大切だと感じており、同時に高齢者が快適に生活できることも大切であると考えている。
- ・ 本県では、2006年から2011年にかけての計画を持っており、この計画には6つの大きな柱を立てて施策を進めている。(後に詳述。)
- ・ いくつかの目標は既に達成できた。新しい施設も出来、既にある施設の改良予算もついたが、働く職員の研究費用など、課題も残っている。
- ・ 居住環境も改善したいと考えている。予算配分は厳しく、殆どの予算は削減されるが、高齢者関連予算については削減されないよう守りたいと考えている。



チュルバ副議長(左から2人目)らと



活発な意見交換ができました

○ 大阪市の高齢者施策について

まず、私の方から、大阪市の高齢者施策について、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を中心に、高齢化の現状、認知症高齢者支援をはじめとする重点的な課題と取組みについて説明いたしました。

○ セーヌ・エ・マルヌ県の高齢者施策

続いて、チュルバ財政担当副議長から次のとおりトピックの説明を受けました。

- ・ 市町村では安いレストランをコミュニケーションごとに作っており、高齢者の家に食事を運んだりしている。アパートを集めて高齢者住宅を作りそこで複合的なサービスを提供している。身体の弱い高齢者を登録しておき、暑い時季などは涼しい施設に来ていただくなどの対応を行っている。
- ・ 高齢者関係の情報提供も県が行っている。大きな民家を持つ一般家庭の協力を得て、高齢者を受け入れてもらう‘リタイアの家’も県が対応。また住居改修費用なども県が出している。
- ・ 障害の程度によって手当の額も異なる。介護を受けた場合、その基準に従って県が支出している。高齢者の家庭への受け入れ時の許可も県が行っている。大きな家だと障害者や高齢者を受け入れることが出来る。ただし、これはボランティアではなく、利用者に費用を負担してもらっている。この分野ではまだ本県は進んでいるといえないが、本県には広い住居を持つ人も多く、将来的なニーズは増えると考えており、対策を進めている。

(質 問) ケアは(家主の)家族が行うのか。

(回 答) 病院で勤務経験のある人などに頼んでケアをしていただいている。受け入れ側の家族は経験を積んでいくので、対応できるようになる。医師ではないので治療は出来ないが生活を助ける。

(質 問) 年金システムはどのようになっているのか。

(回 答) 最低の年金も出ない人の場合は、国から補助が出る。月額 670 ユーロ(約 82,000 円)程度。さらにこれに付加される年金もある。

- ・ 住宅局の高齢者向け住宅も担当している。国が障害者のレベルに応じて対応している。設立の許可や在宅の看護師派遣の対応も行っている。県の予算の部分でも参加している。ヘルパーを雇用すると消費税の削減もある。
- ・ **APA** という高齢者自立手当があり、**25%**を国、**75%**を県が負担している。在宅ヘルパー費用などもここから支出しており、高齢者住宅の改善費用など、高齢者の特別な援助もここから支出している。5つある関係部署は互いに情報交換を行いながら対応している。

○ 各事業等について

引き続きチュルバ財政担当副議長、ボワラン高齢者福祉等局長、ヘネキ
ーネ EU と国際協力担当課長から資料を用いて詳しい説明を受けました。

・人 口

セーヌ・エ・マルヌ県は人口 1,294,762 人でフランス全人口の 2.04%
を占める。60 歳以上の割合は 14.60%と、パリ近郊のイル・ド・フ
ランスの 16.60%、フランス全体の 21.30%と比べてもかなり低く若
年層の多い街である。

・施設の状況

1,000 人の 75 歳以上の高齢者に対する施設等の数は、セーヌ・エ・
マルヌ県は、203 と、フランス平均 135 を大きく上回っている。病
院ベッド数も 124 と高く、高齢者対策が非常に進んでいる自治体に見
える。ただし、施設利用者の 45%は他県の利用者であり、また、
二人に一人は収入が少ないため入居手当を受給している。

・在宅支援施設

在宅ケアには免許が必要で、働く人の研修には大きな予算が必要で
ある。また、日本では介護は 3K 職場で、人手不足とのことだが、フ
ランスでも同様に、海外労働者に頼るところが大きい。ただ、在宅
ヘルパーは介護の相手が一人であり、まだ人材の確保がしやすいが、
多数の入所者を介護する施設職員となると、なかなか人材の確保が
できない。また、中には、本人の自覚のないまま、高齢者を大切に
処遇しない人もいて(虐待に繋がりがねず)問題になっている。

・高齢者支援手当

県の様々な手当の中で高齢者支援手当の占める割合は 6 割とな
っている。手当の全体予算は 8,800 万ユーロ(約 107 億円)で、これ
は県の予算の約 1 割。このうち 4,800 万ユーロ(約 59 億円)が高齢者
支援手当に使われている。このうち 58%が在宅自立支援に、42%
が施設支援に使われている。障害度は 6 段階に分けられ、最も高い
人の手当額は月額 1,100 ユーロ(約 13 万円)である。

・クリック(CLIC)

クリックとは、高齢者家族向けのインフォメーションセンターで、
医師、ヘルパーと連携した窓口となっている。県内に 5 つのクリッ
クを配置し、担当区域を決めて対応している。

・医 療

本県の 10 万人あたりの開業医数は 91 となっており、全国平均の 115
よりも少なくなっている。本県はパリの近郊であるが、田園地帯で
過疎化している地域もあり、開業しても採算が取れないため、医師

が少ない。また、高齢者医療は、治癒や完治といった達成感が少ないこともあり、医師にとっても魅力に乏しいようで、これらの担い手は更に少なくなっている。このように医師の確保には苦慮しており、医師を志望する人への援助なども含め開業医を増やすサポートの検討が必要と考えている。

・ 6つの柱

- ① 質の高い人材確保による在宅ケアの強化
- ② クリックの展開
- ③ 高齢者の扱いを大切にする
- ④ 各施設の受け入れ体制の整備
- ⑤ 健康の予防と強化
- ⑥ 常に革新的な取り組み

以上が基本となる 6つの柱である。

・ 認知症(アルツハイマー病)対策

アルツハイマー病への対策の主な取り組みとして、次の 5 点を中心に進めている。

- ① 家族や専門家により精神的な支えを行う
- ② 7つの病院センターによる検査(診断)
- ③ 精神科医も参加する介護家族が集まって情報交換する場の提供
- ④ 143 箇所のデイケアセンターによるショートステイの受け入れ
- ⑤ 4つのアルツハイマー病の人を専門的に受け入れる‘リタイアの家’とアルツハイマー病の人を受け入れ医療提供も可能な 360 人定員分の施設運営

・ 高齢者住宅

高齢者が何人か一緒に泊まれる施設が 32 箇所あり、食事を取ることも可能。また、バスタブをシャワーにするなど、住宅改修手当てもある。

・ 後見人制度

家族がいない人については 3 つのアソシエーションが担当する。高齢者が不当な扱いを受けた場合は 3977 番に電話すれば、対応する制度があり、週に 4、5 件の相談や利用がある。子どもが親の財産を勝手に使用するケースが日本にもあるとの話だが、フランスでも同様の事例はあり、世界共通の‘人間の性’のようなものかもしれない…。

○ セーヌ・エ・マルヌ県は出産率が高いことでも有名とお聞きするが、その理由は。

- ・ フランスでは、19 世紀末から民間の経営者を中心に拠出金を出して家族給付制度を運営してきた歴史がある。第 2 次世界大戦後には、家族給

付制度の法体系も整備され、3歳未満の子どもに支給される基礎手当をはじめ、子育てのために職業活動を停止した際の所得補償として支給される就業自由選択補足手当など、数多くの手当がある。これらの家族給付の充実が寄与していると考えている。

- 3歳から受け入れる幼稚園も無料である。また、出産、育児、家族についての休暇(出産休暇、父親休暇、介護休暇など)制度や休暇中の所得保障なども寄与している。
- さらに家族で利用できるレジャーセンターもある。
- 本県に限らず、こうした施策を国、県、市で行っていることが、フランスの出生率を欧州一にしている。
- こうした施策は費用はかかるが、世代交代を進めるためには重要な施策である。



チュルバ副議長と

10月31日(土)

パリ市

★ エスモード・パリ本校

○ 対応者

- ・ 仁野 覚エスモード代表

○ 仁野代表ご挨拶

- ・ 奥野副議長は港区選出の議員とお聞きしたが、エスモードは海遊館でもファッションショーを開催したことがあり、港区と縁がある。本日はお会いできて光栄である。
- ・ 昨年11月には日仏友好150周年イベントの一環として、中央公会堂でファッションショーを開催し、平松市長にもお会いした。市長とは昔からの知人で、市長に当選される前にはゴルフもご一緒させていただいた。
- ・ 私は、今月で64歳、トータルでパリに27年間住んでいる。
- ・ 本日はフランスと日本での専門学校のあり方についてお話ししたい。



エスモード・パリ本校舎

○ エスモードについて

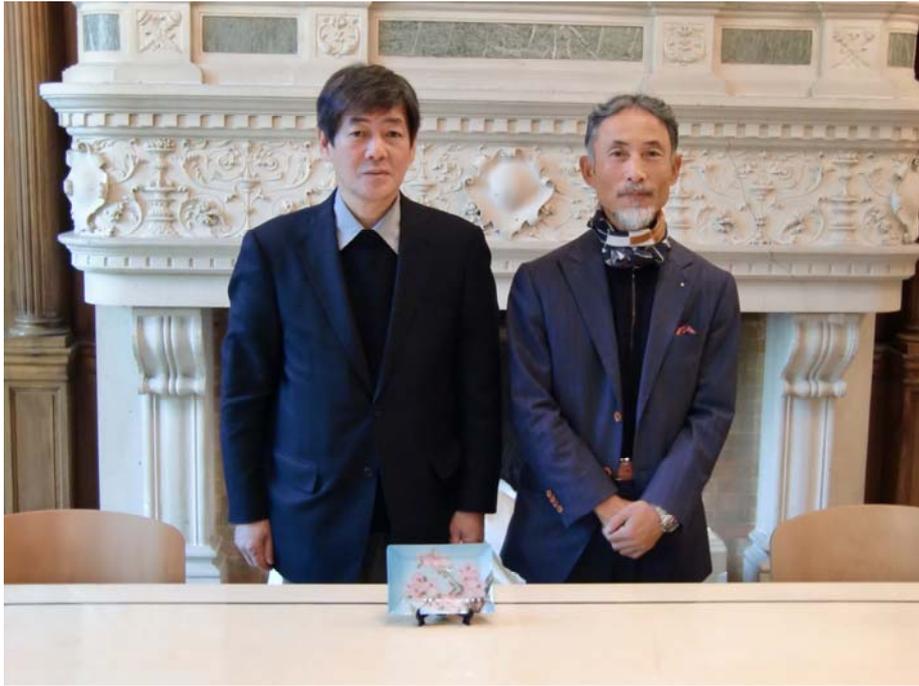
- ・ エスモードは、ナポレオン3世夫人の服飾デザイナーが設立した学校で、現在、14カ国に21校あり、150年の歴史がある。
- ・ パリの生徒数は2校で1,000人。世界60カ国から人が集まっており、フランス人は45%である。最近では中国人や韓国人も多い。日本人は最近少なくなって現在は15人である。
- ・ フランス政府が日本の年金管理についてミッションを送り調査をしたが、見るべきものがなかったと、聞かされた。
- ・ パリでは、URSSAF（社会保障関係組織）という機関が年金掛金の徴収を税務署と連携して行っており、滞納がないように管理している。
- ・ このように、フランスでは、労働者や企業に対してこうあるべきとの決まりごとが多く、従業員もその内容を熟知しており、企業が違反した場合、内部告発も多い。
- ・ ミッテラン政権のときに労働者を保護しすぎたため、企業の自由度が少ない。エスモードも従業員数が50人を超えているので、安全衛生雇用組合を組織しないとイケないのだが、そのために外部の労働組合などを招いて、従業員がその指導を受けて組合を組織した。
- ・ 株式市場に上場していなくても、全従業員には売り上げ利益を公開する義務があり、また上位3位までの高額所得者の給料についても公開しないとイケない。
- ・ 純利益の16%を従業員に分配する義務がある。また、ボーナスの支給についても厳格で、例えば2年間同じ時期に同じ金額のボーナスを与えた場合、以降は会社がなくなるまで、同額の賞与を支給しなくてはならない等の制約も経営側にある。



熱い思いを語っていただきました

- フランスと日本の学校制度の違い、あり方について
 - ・ フランスには学校法人という制度や概念がないため、エスモードは株式会社の運営する専門学校となっている。ただ、学校法人制度はないが、国の認可制度はあり、エスモードも認可は受けており、更新手続は必要となっている。そして、本校の生徒は通学定期の学割も適用されている。
 - ・ 日本では、エスモードのような学校教育法に基づかない専門学校の生徒には、学割制度の適用はない。文部科学省にはファッション教育の分かる職員は少なく、外部の有識者に委嘱して認可等の検討を行っているようであるが、有識者にもファッションの専門家は入っていないようであり、また、有識者の人選の基準について教えてもいただけない。
 - ・ 日本では株式会社が運営する専門学校教育の中身についてなかなか理解していただかず、教育機関に対して、(行政が)権力的な対応をする仕組みしか残っていないような印象を受ける。こういう状況の下では、生徒の可能性を引き出すような教育が出来ないように思う。
 - ・ ファッション専門学校の許認可の担当は文部科学省ではなく、経済産業省の担当としているようだが、エキスパートがいないので、対応がよくない。
 - ・ 関東のある政令指定都市から、市の建物を貸与するのでエスモード校を設立してはどうかと働きかけがあったが、実現は難しい。国との学校設立のための協議では、短大の認可基準は、1,500 m²以上の面積が必要なため、これより小さくは認可できないなどといわれる。これは一例であるが、こういった様々な基準に縛られている。
 - ・ また、法人に博士号を持っている職員は何人いるのか等の質問を受けるが、その一方で、こちらから「どのコース開設にどの分野の博士号を持った職員が必要か」と尋ねても明確な返答が得られないなど、対応や基準が一定していないのではないかと感じることもある。
 - ・ シンガポールやマレーシアではファッション関係の大学院があり、エスモードとも提携している。
 - ・ フランスでは、大学は国立大学のみで、エスモードの卒業者がリヨン大学に継続して通うことも出来、1年通学すれば、修士の資格を得ることも可能である。
 - ・ エスモードは1850年から生涯教育を行っており、フランスでは専門学校と実践的な大学に博士課程の認可がおりている。
 - ・ 目的を設定して、その目的の達成のためには何が必要であるかを考えることが重要である。
 - ・ 日本では、(学校法人への)組織的な保護が行き過ぎて、教育の本質を見失っていると思う。

- ・ エスモードは、日本でもファッション関係の分野で一番就職が良い。有名大学に合格しているにもかかわらずエスモードに入学してくる生徒も多い。
- ・ しかし、就職率など、どれだけ実績があっても、本校は学校教育法に規定された専門学校でないため、日本では通学定期の割引対象にならない。ファッション産業に一番貢献していると思うが、本校の生徒は学割を受けることも出来ない。欧米では考えられない制度である。
- ・ 例えば、日本において、学校は、土地、建物を無借金で確保していないと運営出来ない。一方、お金が余りすぎて、新宿や名古屋に次々とビルを建てる学校法人もある。無借金での運営は学校が借金等で急に閉鎖になった場合の学生保護のための制度だと聞かすが、一旦、法人設立を認めたとの学校の経営状態についてのチェックは非常に甘く、現実に破綻する学校もある。
- ・ 学校経営の中身を精査しないといけない。これからは自己責任の世界を作らないといけない。
- ・ アメリカならインターネットで学校の設立申請も可能である。建物も自己所有、賃貸を問わない。
- ・ 学校法人の認可がいただけないと、無認可校といったレッテルを貼られ、まるで悪者のように扱われる。大阪市の西大橋にエスモード大阪校があるので、一度見学して実態を知っていただきたい。みんな一所懸命勉強しており、一部に見られる勉学はさておきアルバイトに勤しむ大学生などとは違う。
- ・ 11月26日～28日まで現代アートの画廊を大阪校で開くので、もしよろしければ訪問していただきたい。大阪発のアーティストの作品を展示する予定である。
- ・ ニューヨークでも活性化する地域は最初にアーティストが住む。彼らはお金はないが、知恵やアイデアがあり、そこにファッションが生まれる。ファッションが生まれればビジネスが広がる。ビジネスが活性化すれば地価が上がり、アーティストは住めなくなり移転する。そして彼らが移転した新たな地区でファッションが生まれ、また、ビジネスが生まれる。この繰り返しで、街が発展していく。



エスモード仁野代表と



お世話になったパリ事務所の皆さんです